

○富山県町村会会則

(昭和 27 年 5 月 20 日全部改正)

改正 昭和 29 年 4 月 30 日
昭和 31 年 3 月 30 日
昭和 40 年 6 月 10 日
昭和 56 年 6 月 10 日
平成 8 年 3 月 26 日
平成 16 年 10 月 22 日
平成 17 年 3 月 25 日
平成 17 年 6 月 7 日
平成 18 年 3 月 24 日

第 1 条 この会は、富山県町村会と称し、富山県内の町村を以って組織する。

第 2 条 この会の事務所は、富山市下野 995 番地の 3 に置く。

第 3 条 この会は、富山県内町村の地方公共事務の円滑な運営と、地方自治の振興発展を図ることを目的とする。

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために次の各号に定める事項を実施する。

- (1) 町村の事務及び町村長の権限に属する事務の連絡調整
- (2) 地方自治の振興に関する調査研究
- (3) 町村有物件の災害共済に関する施設
- (4) 町村吏員の教養並びに福利厚生に関する施設
- (5) 町村事務に必要な資材の斡旋紹介
- (6) 系統町村会との連絡協力
- (7) その他会の目的を達成するため必要な事項

第 5 条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、毎年 1 回以上これを開き、理事会は会長において必要があると認めた場合にこれを開く。

第 6 条 総会及び理事会は、会長がこれを招集する。

2 町村総数の 4 分の 1 以上から、会議に付する事項を示して総会の召集の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。

第 7 条 総会に出席する各町村の代表者は、1 人とし、当該町村の町村長を以ってこれを充てる。

2 理事会の構成は、会長、副会長及び理事とする。

第 8 条 総会及び理事会の会議における議長の職務は、会長がこれを行う。但し、会長に故障ある場合は副会長が代理し、会長及び副会長がともに故障がある場合は、出席の理

事の中から互選によって定めた者が議長の職務を行う。

第9条 総会の会議は、その構成員の半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

2 前項の会議の議事は、出席している者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合においては、議長は、その構成員として議決に加わる権利を有しない。

第10条 この会に会長、副会長1人及び理事2人、監事1人をおく。

2 会長、副会長、理事及び監事は、町村長の中から総会において互選する。

第10条の2 前条の規定にかかわらず、事務を統轄する理事（以下「常務理事」という。）を置くことができる。

2 常務理事は、知識経験を有する者のうちから会長が理事会の同意を経て選任する。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し事務を掌理する。

4 常務理事は、総会及び理事会の議決に加わることはできない。

5 常務理事は、事務局長を兼ねることがきる。

第11条 会長は、この会を統理し、この会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に故障がある時はその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

4 監事は、理事会に出席し、意見を述べるができる。

第12条 総会は、この会則に定めるもののほか、重要事件を議決し諸般の報告をうける。

2 理事会は、緊急又は軽微な事件を議決し、重要な会務につき会長の諮問に応ずる。

第13条 会長、副会長及び理事、監事の任期は、2年として当選の日からこれを起算する。ただし、常務理事の任期は別に定めるところによる。

2 前任者の任期満了の前日に互選を行った場合は、前任者の任期満了の日の翌日からこれを起算する。

3 前任者の任期満了の日後に後任者の互選を行う場合は、前任者は、後任者の就任するまでなお在任する。

4 補欠により、会長、副会長及び理事、監事となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 役員には報酬を支給しない。但し、必要に応じ実費又はその一部を弁償することができる。

2 前項の規定にかかわらず、常務理事には別に定める報酬を支給する。

第15条 この会に、顧問、相談役及び参与をおくことができる。

2 顧問及び相談役は、会長の推薦により理事会の承認を経てこれを委嘱する。

3 参与は、会長がこれを委嘱する。

第16条 この会に、事務局長ほか必要な職員を置き会長がこれを任免する。

2 職員は、会務に従事する。

第17条 この会に、常設又は臨時の専門委員をおくことができる。

2 委員の職務、選任などに関しては、理事会の意見を徴して会長がこれを定める。

第18条 この会の経費は、会費、助成金、寄附金その他の収入を以ってこれを支弁する。

2 会費は、町村の負担とし、その額及び分賦の方法は、毎年予算でこれを定める。

第19条 この会の毎年歳入歳出予算は、会長がこれを調整し、年度開始前に総会の議決を経なければならない。

第20条 この会の歳入歳出決算は、総会の認定を経なければならない。

第21条 この会の会計及びその他の出納は、毎年度2回以上監事の監査を経なければならない。

第22条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以って終わる。

第23条 この会則の変更は、総会の議決によらなければならない。

第24条 この会則の施行上必要な事項は、理事会の承認を経て会長がこれを定める。

附 則

この会則は、昭和27年5月20日から施行する。

この会則施行の際、現に役職員の職にある者には、この会則の相当職に当選又は任免されたものとみなし、任期があるものについては、その任期は従前の規約による選挙又は就任の日から起算する。

附 則（昭和29年4月30日）

この会則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和31年3月30日）

この会則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年6月10日）

この会則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年6月10日）

この会則は、公布の日から施行し、昭和56年6月1日から適用する。

附 則（平成8年3月26日）

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月22日）

この会則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日）

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月7日）

この会則は、平成17年6月7日から施行する。

附 則（平成18年3月24日）

この会則は、平成18年4月1日から施行する。